

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準(不利益処分関係)

				資料番号	27	担当課	建築住宅課
法令名	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	根拠条項	37条	不利益処分の種類	認定の取消し		
<p>(基準適合認定建築物に係る認定の取消し)</p> <p>第三十七条 所管行政庁は、基準適合認定建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しなくなったと認めるときは、前条第二項の認定を取り消すことができる。</p>							